

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
原告1の1外
被告福島県外7名

準備書面(2)

平成27年 5月29日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 靖 裕



同

久納 京 祐



同

安倍 孝 祐



I 請求の原因 第3節 に対する答弁

第1 「第1 はじめに」に対して

原告らが主張する被告国の義務及び義務違反については被告国に対する主張であり、認否の限りでない。

原告らが主張する被告福島県の義務については否認する。

そもそも、国の統治機構における国と地方自治体間の「補完性」とは、市町村において有効に処理できないようなものを広域地方自治体としての都道府県が補完し、広

域地方自治体である都道府県において有効に処理できないようなものを中央政府である国が行うという概念である。

被告福島県は、本件原子力発電所事故に関して、原告らが主張するような形で国を補完する義務を負うものではない。

原告らが「被告福島県は、被告国の不十分な措置を補完する義務を怠り、また、自らが実施した措置も、故意に子どもたちを被ばく環境に晒すが如きの政策となり、子ども原告らに対し、無用な被ばくをさせた。」との点について否認する。

また、被告福島県が自ら実施した措置が、「故意に子どもたちを被ばく環境に晒すが如きの政策」となるとの事実はないし、被告福島県が子ども原告らに対し無用な被ばくをさせたとの事実はない。

第2 「第2 被告国や被告福島県の職務上の義務の発生根拠」に対して

1 「1 福島第一原発事故を発生させた責任」に対して

(1) (1)について、事実関係の主張については被告国の答弁書における認否を援用し、その余の被告福島県に対する主張に対しては否認ないし争う。

(2) (2)について、事実関係の主張については被告国の答弁書における認否を援用し、その余の被告福島県に対する主張に対しては否認ないし争う。

(3) (3)について、事実関係の主張については被告国の答弁書における認否を援用し、その余の被告福島県に対する主張に対しては否認ないし争う。

(4) (4)について、事実関係の主張については被告国の答弁書における認否を援用し、その余の被告福島県に対する主張に対しては否認ないし争う。

(5) (5)について、争う。

(6) (6)について、争う。

2 「2 憲法13条、25条」に対して

原告らが主張する憲法の条文及びその趣旨の一般論としては特に争わないが、同条文が原告らの被告福島県に対する請求の具体的根拠規定となるものではない。

3 「3 条約」に対して

被告国の答弁書における答弁を援用する。

原告らが主張する条約の条文の趣旨の一般論としては特に争わないが、同条文の条文は原告らの被告福島県に対する請求の具体的根拠規定となるものではない。

4 「4 原子力災害対策特別措置法に基づく義務」に対して

被告国の答弁書における答弁を援用する。

5 5に対して

原告らが主張する被告国の義務については被告国に対する主張であり、認否の限りでない。

原告らが主張する被告福島県の義務については否認する。被告福島県において原告らが主張するような被告国の施策を補完する義務を負うものではない。

『住民の健康被害のリスクが否定できない程度の被ばくの可能性がある地域』とは、第2節第2の1で記載した我が国の法令の体系に鑑みれば、空間線量が年1 mSvを超える可能性がある地域と解すべき」との点について、「健康被害のリスク」との点自体が抽象的なものであるが、否認ないし争う。

原告らは第2節第2の1において、わが国の法律について、「その前提として、年1ミリシーベルトを超える被ばくをした場合における健康上のリスクが否定できないという認識があることは明白である。」と主張するが、原告が引用する法令等の条文は、原告が主張するような健康被害の認識を前提として定められたものではなく、原告らの被告福島県に対する請求の具体的根拠となるものではない。

第3 「第3 被告国、被告福島県の違法行為」に対して

1 「1 情報の隠匿」に対して

(1) (1)について、被告国の答弁書における答弁を援用する。

(2) (2)について、飯舘村が「計画的避難地域」に指定されたことについて認め（ただし、原告は「4月11日になってようやく『計画的避難地域』に指定されたと主張するが、正確には平成23年4月22日に「計画的避難区域」に指定されたものである）、被告国の対応については被告国に対する主張であり、被告福島県として認否の限りでない。

(3) (3)について、平成23年3月11日～12日にかけて、県北、県中、いわき、会

津、南会津地区について放射線量のデータがほとんどないことは認め、この時期について「子ども原告らの居住地でも空間線量が相当上昇していた可能性がある。」との点について争う。

県北、県中、いわき、会津、南会津地区については、平成23年3月13日の放射線量測定開始時点において、自然放射線によるバックグラウンドの値とほぼ同じであることから、同測定開始時点以前に「子ども原告らの居住地でも空間線量が相当上昇していた」とは考えられない。

(4) (4)について、平成23年3月13日以降の放射線量について、原告らが甲D2号証の1ないし4、甲D3号証及び甲D4号証として提出する放射線量測定結果の範囲で認め、子ども原告ら及び保護者原告らの行動について不知。

(5) (5)について

第一文について、原告が主張する被告国の義務懈怠については被告国に対する主張であり、認否の限りでない。

第二文について、否認ないし争う。

原告が主張する被告福島県の義務懈怠については、原告が主張する「補完的措置」として具体的にどのような措置をとるべきだったとするのか明らかでないが、被告福島県において原告らが主張するような被告国の施策を補完する義務を負うものではない。

2 「2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」に対して

(1) (1)について、被告国の答弁書における答弁を援用する。

(2) (2)について、原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」の内容としては特に争わない。

福島県防災会議が定めた「福島県地域防災計画 原子力災害対策編（平成21年度修正版）」の内容については、認める。ただし、原告が引用している証拠番号「甲第40号証の7」（甲D8号証の7）は「甲40号証の8」（甲D8号証の8）の誤りである。

(3) (3)について

アについて認めるが、被告福島県が甲C3号証の指示文書を最初に確認したのは

3月18日のことである。

この点に関して、被告福島県地域医療課では、3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、同医療班からはその都度、「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を受けていた。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行っていたが、同医療班の回答は、「今の段階でヨウ素剤服用の必要はない」というものであった。

イについて認める。

ウについて被告福島県から安定ヨウ素剤服用の指示が出されなかったことについて認め、原告らが主張する富岡町、双葉町、大熊町、三春町の対応については、国会事故調報告書に記載された内容としては認める。ただし、原告が引用している証拠番号「甲第40号証の7」（甲D8号証の7）は「甲40号証の8」（甲D8号証の8）の誤りである。

エについて、被告福島県から公立大学法人福島県立医科大学に対して安定ヨウ素剤4000錠を送付したことは認める。

- (4) (4)について、被告国の答弁書における答弁を援用する。
- (5) (5)について、被告国の答弁書における答弁を援用する。
- (6) (6)について、安定ヨウ素剤服用について被告国の指示が初めて出されたのが3月16日であること、同指示において「避難地域（半径20km以内）からの避難時には、安定ヨウ素剤投与すること」とされていたことについて認める。

被告福島県が、一般県民に対して服用を指示しなかったことについて認める。

被告福島県地域医療課では、3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、同医療班からはその都度、「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を受けていた。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行っていたが、同医療班の回

答は、「今の段階でヨウ素剤服用の必要はない」というものであった。

被告福島県では、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20 km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべきと事情はなかった。

(7) (7)について、被告国の答弁書における答弁を援用する。

(8) (8)について、被告国がとるべき対応については被告国に対する主張であり、被告福島県として認否の限りでない。

「被告福島県に至っては、あろうことか、当時独自に住民の甲状腺被ばく検査をしていた研究者（弘前大学床次教授のグループ）に対し、検査の中止まで要請した」との点について、被告福島県は検査の中止を要請したのではなく、否認する。

当時、様々な研究者等が独自に実施していた調査等に関し、被災地の住民から県災害対策本部に対して、「無断で人家に立ち入っている」「自分たちはモルモットではない」等数多くの苦情が寄せられたことから、研究者に対して、自治体や住民の理解を十分得て調査を実施するなど、住民の負担や心情に配慮した対応を求めたものである。

(9) (9)について、平成26年5月20日に開かれた「第6回東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」において、「東京電力福島第一原子力発電所に近く、相対的に高濃度のプルームが流れたと推定され、小児甲状腺簡易測定調査を実施した地域」及び「いわき市や旧警戒区域、飯舘村や川俣町以外の旧計画的避難区域」において「事故後の行動に特別の仮定を置かない限り、50 mSv を超える者はいなかった。」とされたこと、「福島県内でそれら地域に近接する地域」について「50 mSv を超える者が存在する可能性についても、いわき市や旧警戒区域、旧計画的避難区域より低い。」とされたこと、「福島県内のその他の地域」について「50 mSv を超えることはない」とされたことについて認める。

「これによつては、安定ヨウ素剤を投与しなかったことを正当化することはでき

ない。このような杜撰でかつサンプル数の少ない検査結果で、安定ヨウ素剤の投与が必要なかったなどとは、到底いうことができない」との点について争う。

被告福島県では、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20 km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべきと事情はなかった。

- (10) (10)について、これまで福島県で県民健康調査として実施された甲状腺検査の結果、「悪性または悪性の疑いあり」とされる腫瘍が103人に見つかったことについて認め、「今後、その数が爆発的に増加する可能性がある。」との点及び原告らの内心について不知。

3 「3 児童生徒に20 mSv/年までの被ばくを強要したこと」に対して

- (1) (1)について、平成23年4月19日、文部科学省から甲B2号証の通知が出されたことについて認め、被告福島県が同通知に従った学校運営を行ってきたことについて認める。

「被告福島県が、独自の安全基準に基づき、異なる方針で子どもたちの安全確保の措置をとることができなかつたわけではない」との点について争う。

- (2) (2)について、文部科学省から甲B2号証の通知が出されたことについて認め、甲B2号証に関し福島県の児童の父兄を驚愕させ、憤激させたとの点について不知。

原告が「被告福島県は、何ら、独自の安全措置を施さなかつた。」との点について否認する。原告が主張する「独自の安全措置」が具体的にどのような措置をとるべきだったとするのか明らかでないが、被告福島県において原告らが主張するような被告国の施策を補完する義務を負うものではない。

- (3) (3)について、文部科学省から出された甲B2号証の通知が被告福島県の注意義務に違反するとの主張、「積極的に、小中学生を放射線管理区域の基準を遙かに凌駕する放射線環境に曝そうとしたものであって、作為による違法行為である」との主張について争う。

4 「4 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」に対して

被告国の義務については被告国に対する主張であり、被告福島県として認否の限りでない。

被告福島県に「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」があるとの主張について争う。

第4 「第4 被告福島県の独自の注意義務違法行為」に対して

1 「1 アドバイザー医師（山下俊一氏）の放言放置」に対して

(1) (1)被告福島県が、平成23年3月19日付で山下俊一氏を放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱したことについて認める。

その余については、公立大学法人福島県立医科大学としての対応であるが、同法人は平成23年4月1日付で山下俊一氏を特命教授として任命し（以下「山下教授」という）、同年7月15日付けで山下教授を副学長に任命したものである。

(2) (2)について、山下教授が放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱された後、記者会見、講演を実施したことについて認め、「現実に山下教授がしたことは、県内各地の汚染の実態を把握しないまま、あるいはこれを無視し、これまでの低線量被ばくの健康被害について積み重ねられた科学的知見を踏まえることなく、一方的な安全宣伝を繰り返すことであった」との点について争う。

山下教授は、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものである。

原告らが甲C9号証の記事から引用する山下教授の発言に対しては、実際の山下教授の発言がそのまま甲C9号証に記載されたものであるかは不知であるが、いずれも「放言」と評価されるものではない。

(3) (3)について

福島県のホームページにおいて、山下教授の発言について「 $100\ \mu\text{Sv}$ 」は「 $10\ \mu\text{Sv}$ 」の誤りであると掲載し、訂正と謝罪をしたことについて認め、「山下教授ほどの専門家が、そのようなミスを犯すことはあり得ない。」との点について争う。

山下教授の発言を聞いた福島県民の各自の行動については不知。

「被告福島県は、山下教授を利用して、県民の放射能に対する警戒心を武装解除

させたのである。」との点について否認する。

(4) (4)について

山下教授の発言を聞いた福島県民の各自の内心については不知。

「県内外から、退任を求める要求が巻き起こった。」との点については抽象的な主張であるが、否認ないし争う。

「被告福島県は、山下教授の発言を放置し」との点については抽象的な主張であるが、否認ないし争う。

山下教授が、平成23年5月27日から平成25年5月24日まで県民健康調査検討委員会座長を務めたことについて認める。

「山下教授は同年6月21日になって、放射線健康リスク管理アドバイザーを辞任した。」との点について否認する。山下教授は、放射線健康リスク管理アドバイザーを辞任した事実はなく、現在まで委嘱は毎年度更新されている。

2 「2 福島県民の放射線被害調査とかけ離れた『県民健康管理調査』の実施と情報操作」に対して

(1) (1)について特に争わない。

(2) (2)について、県民健康調査の目的が「原発事故に係る県民の不安の解消、長期にわたる県民の健康管理による安全・安心の確保」とされたことについて認め、「原発による被害の発生がないことを前提としたものとなった」との点について否認する。

「調査（県立医大）と評価（検討委員会）が共通のメンバーで行われ、制度として調査、評価の独立性が担保されない稚拙なものとなった」との点について否認ないし争う。検討委員会は医大以外の委員も含めて構成されていたものであるし、放射線防護の専門家を確保することが困難な状況の中で構成された経緯もあることから、「調査、評価の独立性が担保されない稚拙なもの」との評価は正当でない。

(3) (3)について、県民健康調査における検査対象について、「基本的には『子どもの甲状腺検査』しか行わないこととなり、チェルノブイリ原発被害の実情を無視するものとなった」との点について否認ないし争う。

県民健康調査は、自記式質問票に基づく基本調査（外部被ばく線量の推計）、甲

状腺検査（甲状腺の状態を調べる超音波検査）、ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査（全身の内部被ばく線量の測定）、避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた住民を対象とする健康診査（一般健診項目及び白血球分画等の検査）、妊産婦に関する調査（母子健康手帳交付者への質問紙調査）などを行っている。

「放医研が国から予算を得て開発し2011年5月20日から公開する予定だった被爆線量のインターネット調査システムが、同月15日に秘密裏に開催された検討委員会の準備会で、『県民の不安を煽る』との理由で中止され、原発事故直後の被爆線量の的確な調査をする機会を失わせた」との点について否認ないし争う。

放医研のインターネット調査システムの公開ないし中止は放医研の判断であって、検討委員会の準備会において決定したというものではない。

「同月15日」とあるのは「同月13日」の誤りである。

「被爆」とあるのは「被曝」の誤りである。

- (4) (4)について、「公開の検討会の前に秘密の会議を開催し、そこにおいて、公開会議で検討する内容、発言する内容を事前に調整していた」との点について否認する。

検討委員会の準備会は、委員への資料説明を趣旨とするものであり、検討する内容や発言する内容を事前に調整していたというものではない。

- (5) (5)について、検討委員会の準備会について、開催の事実等を公表しなかったことにより福島県民に疑念をいだかせたことから、被告福島県として謝罪したことについて認める。

「秘密会の議事録の公開を求められるや、その存在を否定したり、内容を改竄した議事録が公開した事実当が明らかになり、県民の被告福島県に対する信用は、文字通り、地に落ちた。」との点について否認ないし争う。

もともと、検討委員会の準備会について議事録は作成されていなかったところ、議事録の公開を求められたという経過であり、「その存在を否定したり」との批判は相当でない。

また、被告福島県としては、積極的に情報を公開する趣旨で、当時残されていた議事メモを議事録として公開することとしたが、議事メモの内容が担当者の記憶と

異なる部分があるため、その部分について削除したうえで公開したという経緯であり、「改竄した」との批判は相当でない。

「福島弁護士会に、弁護士の委員派遣を要請したが、弁護士会は、県民健康管理調査の目的や内容に抜本的な変更が加えられない限り、委員は派遣できないとの回答を寄せている。」との点は特に争わない。

「福島弁護士会」とあるのは「福島県弁護士会」の誤りである。

(6) (6)について、「その結果、2013年6月、山下教授は検討委員会の委員を辞任し」との点は、山下教授が県民健康調査検討委員会座長を務めたのは平成23年5月27日から平成25年5月24日までであり正確でない。また、「その結果」との点について争う。

これまで福島県で県民健康調査として実施された甲状腺検査の結果、「悪性または悪性の疑いあり」とされる腫瘍が103人に見つかったことについて認める。

被告福島県において、県民健康調査として実施された甲状腺検査の結果、「悪性または悪性の疑いあり」とされる腫瘍が103人に見つかったことは、「ある時点で無症状の対象者を網羅的に調べたらこれだけ見つかった」という「有病率」の数字であって、「1年間にこれくらいの患者が出現する」という「罹患率」とは異なると判断し、説明していることについて認め、「多くの福島県民の胸には、素直に影響かない」との点について争う。

(7) (7)について、「信頼性を失った被告福島県の情報発信」との点について争い、福島県民の各自の行動については不知。

「被告福島県の情報操作」との点について否認する。被告福島県が情報操作をしたという事実はない。

本件原告らが「放射能被害を回避する方法の自己選択権を失った」との点について否認する。原告らが、放射能被害を回避するためとして、原告らが安全であると考える土地に避難することは、何ら妨げられていない。

本件原告らが「重大な精神的苦痛を受けた」との点につき、原告らの内心について不知。

第5 「第5節 原告らが被った損害について」に対して

全て争う。

原告らは「第5節」としているが、被告国及び被告福島県に対する主張であることから、第3節のうち「第5」にあたるものと考えられる。

「被告福島県の不作為」との点について、本来不作為を主張するのであれば、その前提となるべき具体的な作為義務（いつ、どのような行為をすべきであったのか）を特定して主張されるべきであるところ、原告らは具体的な作為義務を特定していないものであるが、否認する。

「被告福島県の意図的に被ばくさせようとしているとしか考えられない行為」との点について、被告福島県が「意図的に被ばくさせた」と主張するものであるのか明らかでないうえ、具体的にいかなる行為をもってそのように評価しているのか明らかでないが、否認する。被告福島県に原告が主張するような「意図」などあるはずがない。

「被告福島県の不作為、あるいは・・・行為によって、無用な被ばくをさせられた。」との点について、「によって、無用な」とする部分は被ばくとの因果関係を主張するものと解されるどころ、上記のとおり被告福島県の「不作為」「行為」がそもそも特定されていないものであり、因果関係を論じる余地がないところであるが、否認ないし争う。

「子ども原告らの中には、被ばくとの因果関係がはっきりしないものの、体調の悪い者も少なくない」との点について、この部分自体が損害の主張であるのか否か明らかでないが不知。仮に、この部分自体が損害の主張であるとすれば、どの子ども原告らにおいてどのような体調不良が生じており、それが被ばくとの因果関係が認められることを特定して主張立証すべきである。

「子ども原告らは、将来の自分の健康を憂慮している。そして、保護者原告らは、かけがえのない子どもの健康を守ってやることができなかつたかもしれないと痛恨の思いを抱いている。」との点について、原告らの内心について不知。

「被告福島県が、その職務を果たし、子どもらの被ばくリスク低減のための適切な措置さえとっていれば、こんなことにはならなかつたのである。」との点について、「その職務」及び「子どもらの被ばくリスク低減のための適切な措置」が具体的に何

を指すのかが特定されていないが、被告福島県に義務懈怠があるとの点について争う。また、「・・・とっていけば、こんなことにはならなかったのである。」との点について、原告らが主張する「こんなこと」との因果関係を主張するものと解されるところ、原告らの主張する「こんなこと」とは具体的に何を指すのかが特定されていないが、争う。

「原告らは、被告国や被告福島県は、国民や県民の健康を守るために努力してくれるものと信頼していた。その信頼が裏切られたショックは計り知れない。」との点は、原告らが主張する「信頼」が、いつの時点におけるどのような状況のもとでの信頼を主張しているのか明らかでないが、原告らの内心について不知。

原告らが「被告福島県の行為によって深刻な苦痛を被っている」との点について、被告福島県の「行為」が具体的にいつのいかなる行為を指すのかが特定されていないが、「によって」との部分（因果関係）について争い、原告らの内心について不知。

原告らの慰謝料請求権の存在及び金額について争う。

II 被告福島県の主張

- 1 原告らが被告福島県に対する慰謝料請求権を主張する前提として挙げている違法行為は、
 - ① 情報の隠匿（第3、1）
 - ② 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法（第3、2）
 - ③ 児童生徒に20 mSv/年までの被ばくを強要したこと（第3、3）
 - ④ 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法（第3、4）
 - ⑤ アドバイザー医師（山下俊一氏）の放言放置（第4、1）
 - ⑥ 福島県民の放射線被害調査とかけ離れた『県民健康管理調査』の実施と情報操作の6項目である。
- 2 上記①～④について、原告らは被告福島県において「被告国の施策を補完する義務がある」と主張するが、それぞれについて、被告福島県がいつ、どの時点で、どのような状況に基づいてどのような補完措置をすべきであったとするのか、全く特定され

ていない。

また、上記⑤について、原告らは被告福島県が「放置」したと主張するが、被告福島県がいつ、どの時点で、どのような状況に基づいてどのようにすべきであったとするのか、全く特定されていない。

本来、原告らが被告福島県の注意義務違反を主張するのであれば、具体的に、いつの時点で、どのような行動をとるべきであったとするのかを特定しなければならないものであるが、原告らはこの点を全く特定していない。

上記⑥に対しては、被告福島県が実施している県民健康調査は「福島県民の放射線被害調査とかけ離れた」というものではないし、被告福島県による「情報操作」の事実はない。

以上のとおり、原告らが被告福島県に対する慰謝料請求権を主張する前提として挙げている違法行為は、いずれも認められないものである。

3 原告らが被告福島県の注意義務違反があったと主張する時点において、本件各原告がそれぞれどこに居住していたものであるのかは、各原告の慰謝料請求権の存在及び金額に関する重要な事情となるべきものであるが、原告らはこの点の個別事情を明らかにしていない。

4 原告らは、本訴状において「被ばくの問題に対してどのように対処するかは基本的に個人の自己決定に委ねられるべきである」と主張している。

原告らが考える「安全な地域」へ転居することについて、被告国あるいは被告福島県は何ら規制、制限していない。

本件各原告が本訴を提起するほど健康被害を懸念しているというのであれば、本件各原告らが、自ら「安全な地域」と考える地域へ転居しようとするのが自然である。

本件各原告らが自ら「安全な地域」と考える地域へ転居していないとすれば、そのような本件各原告らの行動は、本訴における主張と整合しないものといわざるを得ない。

Ⅲ 求釈明

原告らは、「被告福島県の行為によって深刻な精神的苦痛を被っている。よって、子ども原告らは、国賠法1条（民法709条）により、保護者原告らは、国賠法1条（民法711条）により、その精神的苦痛に対する慰謝料を請求することができる。」と主張するが、以下の点について明らかにされたい。

- (1) 原告らが主張する「被告福島県の行為」とは、作為であるのか不作為であるのか、作為の場合には、具体的にいつの、どの公務員によるいかなる行為であるのか、不作為の場合には具体的にいつの時点で、どの公務員がいかなる行為をとるべきであったとするのか（具体的な注意義務の内容）を特定されたい。
- (2) 原告らが主張する慰謝料請求権について、通常「慰謝料」は何らかの法的に保護されるべき利益を侵害されたことにより発生するものであるところ、侵害された法的に保護されるべき利益は具体的に何であるのかを特定されたい。